

看護師（法務技官）の募集について

入国者収容所東日本入国管理センターでは、次のとおり看護師（法務技官）を募集します。

1 勤務場所

入国者収容所東日本入国管理センター（茨城県牛久市久野町1766-1）

※出入国管理及び難民認定法に定める退去強制事由に該当し、我が国から退去を強制される外国人を送還するまでの間、収容する施設です。

法務事務官及び入国警備官のほか、被収容者の健康管理に従事する医師、看護師及び薬剤師が配置されています。

2 採用官職

法務技官（看護師）

3 募集人数

1名

4 採用予定日

令和2年4月1日

5 業務内容

- （1）診察業務の補助
- （2）外国人被収容者の健康管理、救急疾病に関する助言及び軽微な負傷等の手当
- （3）外国人被収容者の病状把握
- （4）書類作成等その他上記に関する業務全般

6 応募資格

次の全てを満たしていることを条件とします。

- (1) 日本の看護師免許を有すること
- (2) 国家公務員法第38条に規定する欠格事由に該当しないこと
- (3) 定年年齢（60歳）未満であること

7 勤務条件

(1) 勤務日

月曜日から金曜日までの平日

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は原則として勤務の必要はありません。

(2) 勤務時間

週38時間45分

原則として8時30分から17時15分までの1日7時間45分勤務（12時から13時までは休憩時間）

(3) 休暇

人事院規則に基づき、年次休暇のほか、夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等の特別休暇や介護休暇が設けられています。

なお、4月1日に採用される場合、年次休暇は採用時に15日が付与され、採用後は毎年1月1日に20日が付与されます。

(4) 給与

一般職の職員の給与に関する法律に基づき、医療職俸給表（三）を適用し、職務経験等を考慮して俸給（令和2年2月現在、調整額を含め、月額201,058円～347,000円）を決定します。

このほか、次のような諸手当が支給されます（月額等は令和2年4月現在の同法等の規定によるものであり、変更される場合があります。）。

ア 扶養手当 扶養親族のある者に支給。子1人に月額10,000円等

イ 住居手当 借家に居住する場合に月額最高28,000円

ウ 通勤手当 交通機関等を利用する場合に1か月当たり最高55,000円

エ 期末手当・勤勉手当 勤務期間及び勤務成績に応じ支給

オ 地域手当 俸給及び扶養手当の12%を毎月支給

(5) 福利厚生

共済組合制度により，全国の医療機関や宿泊・保養施設の利用に様々な便宜がはかられています。

また，法定の要件を満たす業務中又は通勤中の事故に対しては，国家公務員災害補償法による補償が実施されます。

8 応募方法

次の担当まで履歴書（写真貼付）及び看護師免許証（写）各1通を提出願います。

〒300-1288

茨城県牛久市久野町1766-1

入国者収容所東日本入国管理センター総務課人事係

TEL 029-875-1291

9 選考方法

書類選考の上，書類選考合格者に対してのみ作文試験（800字程度）及び人物試験を実施します。